

悪質な滞納者は処分へ…

納税に困ったら早めの相談を！

平成19年度は、税源移譲に伴う住民税の増税のため、収納率に影響があり少し低下しました(表①)。

滞納に至るには個々にさまざまな事情があり、納期以外に分割納付をされている方もいらっしゃると思います。納税に困ったら滞納してしまう前に早めに相談してください。

納税できるにもかかわらず納付していただけない悪質な滞納者には、納税の公平を担保するため、滞納処分をいっそう強化し、次のような法的な手段を行います。

◆預貯金の差押え

銀行などの金融機関の預貯金について、納付いただけない場合には調査を行い、差押えて、税に充当します。平成19年度は、237名の預貯金を調査し、うち41名の預貯金を差し押さえ、税に充当しました。この調査および処分をさ

らに強化します(表②)。

◆給与の差押え

給与は生活をするための最低金額は保証されますが、それを超える部分について調査を行い、差押えを行う場合があります。平成19年度は差押えを行う前に自主納付となりました。

◆不動産の差押え

土地や家屋も差押え対象として調査を行い、公売を検討します。平成19年度は、17名の方の不動産を差押え、6筆を公売にかけました(表③)。

◆所得税還付金の差押え

国の所得税に還付金があり、町税の滞納がある場合には差押えを行います。平成19年度は、45名の方の還付金の差押えを行いました(表④)。

◆その他の財産の差押え

前記以外にも、生命保険・家賃・売掛金・電話加入権・自動車・その他の動産についても、調査・差押えを行う場合があります。動産についてはインターネット公売も実施を検討します。

◆差押えによる税の充当

前記までの差押え・公売などにより平成19年度は、総勢103名に差押えの処分を行い、総額約870万円あまりを税へ充当しました(表⑤)。

町では、今後も税負担の公平性を保ちながら、財源確保と効率的な行財政運営に努めてまいりますので、町民みなさまのご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ

税務課収税係

☎35-1220内1120

納税窓口

夜間・休日開庁のお知らせ

◆7月の開庁日

[夜間(午後9時まで)]

7月7日(月)・15日(火)・25日(金)

[休日(午前8時30分～正午)]

7月13日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係 ☎35-1220内1121

◆お知らせ◆

税の納付は、便利・確実な

『口座振替』のご利用を！

◆町税の納税状況(表①)

現年度分

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
町税	収納額	3,240,538,286円	3,414,462,434円	4,057,917,117円
	収納率	97.45%	98.01%	97.86%
うち 住民税	収納額	942,125,067円	1,046,126,689円	1,525,548,140円
	収納率	97.37%	97.43%	96.96%
国保税	収納額	724,576,648円	731,013,379円	728,558,908円
	収納率	92.00%	93.02%	93.29%

滞納繰越分

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
町税	収納額	46,835,113円	49,068,631円	53,929,335円
	収納率	7.41%	8.35%	10.42%
うち 住民税	収納額	14,869,852円	14,474,049円	20,202,079円
	収納率	11.41%	12.21%	18.11%
国保税	収納額	40,508,832円	43,819,818円	46,732,908円
	収納率	9.98%	11.29%	13.44%

◆預貯金の差押え(表②)

	調査	差押
18年度	168名	27名
19年度	237名	41名

◆不動産の差押え(表③)

	差押	公売
18年度	10名	2筆
19年度	17名	6筆

◆所得税還付金の差押え(表④)

	差押
18年度	50名
19年度	45名

◆差押えによる税の充当(表⑤)

	差押	税充当額
18年度	88名	4,426,814円
19年度	106名	8,711,766円

申告してください！ 平成19年中に所得が減って 所得税が課されなくなった方の減額措置について

税源移譲(地方と国の財源の入れ替え)により、多くの方の住民税(地方税)が増額となり、所得税(国税)が減額になりましたが、退職等の理由により平成19年中の所得が大きく減少し、所得税が課されなくなった方は、「所得税と住民税の合計額」が税源移譲の前よりも増額になってしまいます。

このような場合、『減額申告書』を提出することにより、平成19年度分の住民税が税源移譲前の税率で計算しなおした金額にまで減額されますので、昨年度中、既に納付された金額から税源移譲により増額になった住民税相当額を還付します(対象予定の方には個別に通知しております)。

●対象者

・平成19年度住民税は課税されたのに、平成19年中に退職等で収入が減少し所得税を納める必要の無かった方(平成19年中の所得税が0円だった方)

ただし、次のいずれかに該当する方は適用となりません。

- ・平成19年中に亡くなられた方
- ・平成20年1月1日現在、国内に居住されていない方
- ・住宅ローン控除や配当控除等の税額控除によって平成19年分の所得税が課されなかった方

●申告方法

申告期限内に、平成19年1月1日現在にお住まいになっていた市町村に『減額申告書』を提出する必要があります。町では税務課(1階⑩窓口)で受け付けます。

『減額申告書』は、町税務課窓口や町のホームページからも取得することができます。

※郵送可(記入漏れのないようにお願いします。)

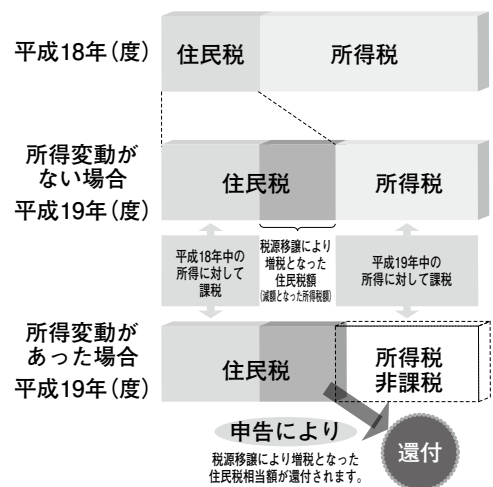
※この減額措置は平成19年度の住民税のみに適用するものです。

●申告期限

7月1日(火)から7月31日(木)まで

町税務課では、7月26日(土)・27日(日)も受付を実施します。

問合せ・送付先…税務課住民税係(〒369-0392上里町大字七本木982番地) [☎35-1220(直通)]

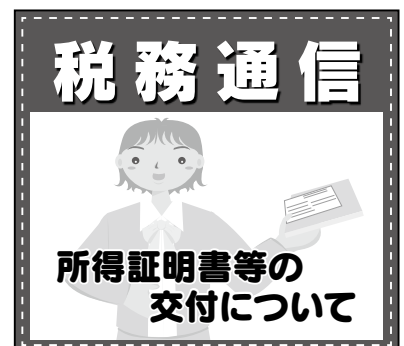


近年、個人情報保護の保護に対する関心が高まっています。当事者の知らない間に、本人になりすました第三者から、税務証明の不正な請求をされる可能性があります。このため、不正な証明等の取得を未然に防止するために、町役場税務課の窓口において、申請に来られた方(請求される方)の本人確認を実施していますので、運転免許証等本人確認ができるものをご持参ください。

また、代理の方が窓口に来られる場合は、委任状も合わせて必要となります。

(注)来庁される皆さまには、ご負担をおかけすることになります。証明及び閲覧請求が適正に行なわれるよう十分

税務証明等申請時の本人確認について



に注意しておりますので、趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

本人確認のために、窓口で提示していただく書類等

次のいずれかが必要となります。

- ・運転免許証
 - ・パスポート
 - ・外国人登録証
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・住民基本台帳カード(顔写真のあるもの)
 - ・健康保険の被保険者証
 - ・各種年金手帳(証書) など
- 問合せ：税務課 ☎35-1220

平成20年分の路線価図等の閲覧について

平成20年分の相続税・贈与税の土地などの評価に用いる路線価図等が7月1日(火)から国税庁ホームページの路線価図等閲覧コーナーで公開されます。国税局・税務署ではIT化・ペーパーレス化を進めており、本年から路線価図等(冊子)を備え付けず、パソコンによる閲覧のみとなりますので、ご理解願います。

問合せ：本庄税務署 ☎22-2114

7月

は『社会を明るくする運動』強化月間です！

ふれあいと

対話が築く明るい社会

毎年7月は『社会を明るくする運動』強化月間です。

『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

おかえり。

人は、変わることができる。

そう信じることから

更生保護はスタートします。

あやまちをくり返すことのないように、

犯罪や非行からの立ち直りを

社会の一人ひとりが支えていく。

更生への希望は、

あなたの「おかえり」から生まれます。

社会を明るくする運動講演会のお知らせ

社会を明るくする運動上里町実行委員会・青少年健全育成町民会議・青少年問題協議会の共催による講演会を次のとおり開催します。

◆日時 8月2日(土) 午後1時30分～

◆会場 上里町女性センター

◆講師 さいたま保護観察所より派遣
問合せ…福祉こども課社会福祉係[☎35-1236内1211]



このような時、学校をはじめ関係機関・団体が連携し、地域に根ざした、誰もが参加できる幅広い活動を展開することにより、心と心のふれあいとつながりがあり、誰もが「いきいき」と暮らすことができる明るい地域づくりを推進することが重要です。

運動実現には、
地域社会の理解と
協力が必要

近年、少年による凶悪重大な事件が相次ぎ、またいじめ・不登校・ひきこもりなど様々な問題行動が社会問題となつていきます。これらは都市化・核家族化・産業構造の変化等により地域社会の機能が弱体化し、住民同士のふれあいが減るなど、地域社会が有していた犯罪抑止力や教育力が低下したことが背景にあると考えられます。

7月

は『青少年の非行問題に取り組む 特別強調月間』です！

次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民全ての願いであるにもかかわらず、今日の青少年を取り巻く環境は、誠に憂慮すべき状況にあります。

特に、学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行におちいりやすい時期になります。

そこで、県では、毎年7月を、『青少年の非行問題に取り組む特別強調月間』と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域で連携のもとに、青少年の健全育成を図るための運動を展開いたします。

この運動は、県民一人ひとりが青少年の非行根絶を願う気持ちを身近な行動に移し、社会全体の取り組みにつなげていこうとするものです。

【県民行動プラン】

- ◆家庭の役割 家族の一員としての自覚の育成
- ◆学校の役割 子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学校の創造
- ◆地域の役割 子育ての経験や知恵を生かした声かけ
- ◆社会全体の役割 子どもを健全に育てる環境づくり

問合せ…福祉こども課こども青少年係[☎35-1236(直通)]



介護保険事業計画等

『策定委員会委員』を募集します

平成12年4月からスタートした介護保険制度。8か年を経過した現在、本町においても順調に運用されていますが、介護保険制度では、制度の円滑な運用を目指し、3年ごとに介護保険事業計画と高齢者福祉計画の見直しを行うことが定められています。

本年度、町では、この計画の見直しを行いますので、町にお住まいの方からの意見を広く反映するため、この計画に参画していただく「策定委員」を募集します。特に介護体験者、介護に見識をお持ちの方歓迎します。

資格：町内在住で4月1日現在で40歳～64歳までの方

募集人員：若干名（応募者多数の場合は抽選）

申込：7月22日（火）まで応募用紙を持参（応募用紙は健康保険課介護いきいき係に用意してあります。）

問合せ：健康保険課介護いきいき係 ☎35-1222 内1220



国民年金コーナー

No.288

国民年金保険料には

多段階免除制度があります

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難な時は、申請し承認されると保険料が免除されます。以前から全額免除と半額免除がありました。これに加えて、平成18年7月からは4分の1免除と4分の3免除が導入されました。これは、被保険者の方々が納付しやすくするため、負担能力に応じて段階的に免除基準を設定したものです。

■免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。

■天災や失業等の理由による申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書等を添えてください。

■申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は、希望により毎年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

〈免除の対象となる所得（年収）の目安〉

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

・（ ）内の収入の目安は、収入のすべてが給与所得であった場合を仮定して計算しています。
・4人世帯および2人世帯のご夫婦は、夫または妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合。

〈免除承認期間〉

申請月	承認期間
20年7月まで	19年7月～20年6月 (18年所得で審査)
20年8月～21年7月	20年7月～21年6月 (19年所得で審査)

●問合せ 熊谷社会保険事務所 ☎048-522-5158

知っていますか？

建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、国が作った退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛金：月額310円

★特徴

◎国の制度なので安全、確実、申込手続きは簡単です。
◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

※詳しくは、ホームページ「建退共」をご覧ください。
問合せ：建退共埼玉支部 ☎048-861-5111

アドレス <http://www.kentaikyoutaisyokukin.go.jp/>

問合せ：建退共埼玉支部 ☎048-861-5111